

特定外来生物のブラックバス(オオクチバス、コクチバス)の ダム湖への違法放流抑止に向けた要望

2022年7月4日

独立行政法人水資源機構
関西・吉野支社淀川本部長 殿

全国ブラックバス防除市民ネットワーク
(ノーバスネット)

会長 高橋清孝

【ノーバスネットとは】

- ① 全国各地で淡水域の生物と水辺環境の保全に取り組む団体の連合会です(43 団体)。
- ② 水辺の保全のため、ブラックバスの駆除や違法放流防止に取り組んでいます。

【問題の背景】

- ① 2005年に外来生物法が施行され、ブラックバスは特定外来生物に指定されたため、一般に「日本には困る魚」と認知されましたが、実際は管理対策がほとんど行われておらず、違法放流が相次ぎ、駆除し続ける現場は疲弊しています。2005年以降に完成/運用開始したダム湖での生息はすなわち、違法放流を意味します。ダム湖の場合、いったん定着すると、水域が広く水抜きも不可能なため、駆除は非常に困難なうえ、下流への拡散源にもなるため、悪影響は広範囲に及びます。
- ② 駆除対象種なのに釣り対象種として利用されていますが、違法行為のもたらした結果をエンジョイしていることを意味します。エンジョイしている者には違法行為者がまぎれていると思われます。駆除活動する甲斐がなく、特定外来生物指定の意味も薄れ、保全活動から撤退する保全団体が増え、さらには違法放流をおおる可能性があります。
- ③ 違法放流をする側からみると、新設ダムは違法行為の魅力的な対象です。新たな釣り場を作り出せるだけでなく、流出河川にも簡単にブラックバスを拡散させることができます。

【解決に向けた要望】

- ① 特定外来生物として、違法放流をなくすための調査や監視等の具体的対策を講じてください。
- ② 上記のため、各地のダム建設/管理事務所に対策の通達をしてください。その際とくに、新設ダムの川上ダムでのリスクが高いことに注意を強く喚起してください。
- ③ 私たちからも各地の構成団体にアラートを出せるように、ダム本体の完成から運用開始までの段階(予定を含む)にあるダムについて教えてください(場所、名称、新設のどの段階にあるか等)。
- ④ ダム湖への違法な放流をやめるよう、また、違法放流は重い刑罰を伴う法律違反であることをホームページやニュースレターなどの目立つ場所に広告してください。
(個人の場合 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人の場合 1 億円以下の罰金、両罰規定あり … 外来生物法第 32 条と第 36 条)